

特定非営利活動法人イー・ビーイング 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人イー・ビーイングという。尚、英語で表示する場合は、E-Being とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市住之江区南港北2丁目1-10 ATC ビル ITM 棟 11F 西側 に置く。尚、必要に応じて支部を置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、地球環境、社会（環境）の諸問題に対し、環境保全やウェルビーイング（人が人としていきいきと活動できる基盤整備をサポートする）をはじめとする社会問題解決事業を行う。それらの事業は、事業性：環境：社会性のトリプルウィンを図る統合的ビジネスモデルを構築するものとする。またその行動のメインは、産学官民協働のプロデューサーとして、公正・公平で、持続可能な社会の創造に資するものとする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成する為、特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる項目のうち、次の活動を積極的に行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 科学技術の振興を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (11) 消費者の保護を図る活動
- (12) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
 - ① 下記のテーマに係わる調査研究・コンサルテーション・企画・提案・援助及び啓発活動

- ISO14000s、ES（エコステージ）、自己宣言型 EMS、ISO9000s 認証取得の支援
- 環境と人にやさしいライフスタイル及びそれに基づくまちづくり
- 3R（Reduce・Reuse・Recycle）の普及
- 生態系保全や緑化推進（どこでもファーム等）
- エコツアーの提案・企画
- 環境衛生機器の企画、開発及び販売支援
- 福祉住環境の整備
- 地域コミュニティのノーマライゼーション化と地域コミュニティの創造
- 介護保険法による居宅・訪問介護支援事業
- 介護用品、介護機器及び福祉用具の販売支援
- 土壌（地下水含む）の汚染の調査・対策取り組みの質、Land-Eco 判定（汚染のない土地、浄化された土地、被覆・不溶化等健康リスクを小さくした土地、自然由来の汚染が存在する土地、汚染されているまたは対策中の土地）という客観的な第三者による土壌第三者評価委員会の遂行
- 生産物及び生産システム第三者評価委員会の遂行
生産物及び生産システムを大きく四つの指標（①環境、②安全・安心、③ユニバーサル性、④社会性）により評価する。こうした生産物及び生産システムのひとつとして、植物工場生産物（生産工場含む）の安全・安心評価を行うが、こうした生産物及び生産システム評価時は、生産物が均質であることを評価する為、工場の再現性評価まで行う。
- 生物多様性の第三者評価事業
- その他の第三者評価事業
- 農商工連携による事業の創造
ex.むら・まち連携による第一次産業の広域地産地消システムの創造
- 環境やウェルビーイングを志向する人々の能力開発や企業支援
- 職業能力の開発や雇用機会の拡充を支援する活動
- 学術・文化・芸術又はスポーツの振興事業
- 企業経営・環境経営へのコンサル事業
- 生涯学習推進に関する事業
- 市民活動推進に関する事業

② ①の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

③ 国・自治体等との協業及び受託事業

④ この法人の活動に関しての印刷物及び電子媒体による情報発信

⑤ その他目的を達成するために必要な事業

(2) 収益事業

① 環境チャリティー事業の企画・運営

2 収益事業から生じた収益は、この法人が営む特定非営利活動に係わる事業に充てなければならない。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員： この法人の目的に賛同し、且つこの法人の運営活動を積極的に推進する為に入会した個人又は団体で、総会における議決権を有する。
- (2) 賛助会員： この法人の目的に賛同し、且つこの法人の事業を賛助・支援する為に入会した個人又は団体で、総会における議決権は有しない。
- (3) 一般会員： この法人の目的に賛同し、且つこの法人の事業を支持する為に入会した個人又は団体で、総会における議決権を有しない。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申し込み書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は、正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理事長は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を2年以上納入しないとき。
- (3) 第10条にもとづき除名されたとき

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、社員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した会費及びその他の抛出金はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上20人以下
- (2) 監事 1人以上5人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、また副理事長を置く場合は、1人以上3人までを副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長は、理事の互選により定める。理事会の議決に基づき、副理事を置くか定め、置く場合は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表しその業務を統括する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 副理事長は理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、代行者はその職務を代行する。代行者は、理事会の議決に基づき選任される。副理事長が置かれた場合に限り、記名上位の副理事長が代行者となる。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は大阪府知事に報告すること。
 - (4) 前3号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員に相応しくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第17条 役員は、その3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第20条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び収支決算
 - (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) その他の運営に関する重要事項

(開催)

- 第21条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上からの会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
 - (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

- 第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員総数の3分の1の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。
3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員の現在数
(3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること)
(4) 審議事項及び議決事項
(5) 議事の経過の概要及びその結果
(6) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他の総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載し他書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長があたる。

(議決等)

第33条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

第 6 章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第34条 この法人の資産は、次に各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
- (2) 収益事業

(資産の管理)

第36条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第38条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
- (2) 収益事業

(事業計画及び資産)

第39条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様である。

(予備費の設定及び使用)

第40条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第41条 第39条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第42条 理事長は、毎事業年度終了後から3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第43条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局、顧問・相談役

(設置)

第45条 この法人の事務処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を措く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 4 理事は、事務局長もしくは職員を兼ねることができる。
- 5 事務局の組織及び運営に必要な事項は、総会にて定める。

(顧問・相談役)

第46条 この法人は、顧問及び相談役を措くことができる。

- (1) 顧問及び相談役は、理事の過半数から推薦され理事長が委嘱する。また、理事長が必要と判断する場合に限り、最高顧問を措く。
- (2) 顧問及び相談役に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が承認する。
- (3) 顧問は、理事総数4分の1を超えない場合において、理事を兼ねることができる。
- (4) 理事を兼ねない顧問、及び相談役は、理事会における議決権を有しない。

(書類及び帳簿の備置き)

第47条 主たる事務所には、特定非営利活動推進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の移動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証明書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款の変更は、総会において正会員の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由よって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

第9章 雑則

(公告)

第50条 この法人の公告は官報により行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

(委任)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる通りとする。
 - (1) 正会員
 - ① 個人会員 1口5千円で2口以上
 - ② 団体会員 1口5千円で10口以上
 - (2) 賛助会員
 - ① 個人会員 1口5千円で6口以上
 - ② 団体会員 1口5千円で12口以上
 - (3) 一般会員
 - ① 個人会員 1口5千円で1口以上
 - ② 団体会員 1口5千円で2口以上
- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げる通りとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。
 - (1) 最高顧問／理事 郡 畠 孝
 - (2) 理事長 井 上 健 雄
 - (3) 理 事 惣 宇 利 紀 男
 - (4) 理 事 加 藤 作 子
 - (5) 理 事 阪 本 敏
 - (6) 理 事 中 島 和 子
 - (7) 理 事 小 松 安 弘
 - (8) 理 事 篠 原 秀 典
 - (9) 理 事 濱 真 理
 - (10) 理 事 加 藤 祥 子
 - (11) 監 事 井 川 美 知 子
- 4 この法人の設立当初年度の事業計画及び予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、設立の日から平成14年3月31日までとする。

特定非営利活動法人 イー・ビーイング

理事 井 上 健 雄 印